

# マンション

知ると分かる。すると変わる。



SDGs MODEL ADACHI



足立区

## 管理組合運営・維持管理・再生に

**無料**  
(要事前申込)

# マンション管理士を活用しませんか

足立区では、マンション管理組合にマンション管理士(国家資格)を派遣し、管理規約・管理費・大規模修繕などについて、アドバイスや勉強会などを行っています。

長期修繕計画

孤独死

管理計画  
認定制度



建替・敷地売却

災害対策

滞納・空き室

## アドバイザー派遣の条件など（令和6年4月1日更新）

- 申込者**： 区内分譲マンションの管理組合または管理組合法人の理事長  
**対象機会**： 総会・理事会・役員会など区分所有者が2名以上集まる場  
**場所**： 申込者の希望場所。ただし、マンションから2キロ以内（区外でも可）まで  
**曜日・時間**： 別途応談  
**派遣限度**： マンション管理士1名の場合、年度内12時間まで  
（マンション管理士2名派遣の場合は6時間まで。相談内容に合わせて調整いただきます。）  
**派遣の流れ**：  
①派遣希望日2週間前までに仮予約（電話・足立区Webサイト）  
②マンション管理士と相談内容の詳細確認、日時・場所・会場の調整  
③本申し込み（申込書を郵送・持参など）  
④派遣実施  
⑤当日の実施結果（アドバイザー派遣実施確認書）を提出  
⑥終了  
**料金**： 無料（事前申し込み必要）

※ 訴訟中の事案、紛争裁決・仲裁、実務で行うべき作業に該当するものなどは、派遣をお断りしています。



### 問い合わせ・仮予約

足立区都市建設部住宅課

〒120-8510 足立区役所 中央館4階 住宅課

☎03-3880-5963



詳細・仮予約

### 協力

一般社団法人足立区マンション管理士会（事務局）足立区西新井1-25-12

一般社団法人東京都マンション管理士会（城東支部）葛飾区新小岩1-39-6 タックビル402 株式会社キャピタルデザイン内

☎03-6869-0982

（足立区会）足立区西新井栄町1-18-33

☎03-3887-9830

# マンション管理組合を支えるいろいろな制度

マンション居住・管理をサポートする様々な制度を紹介します。



## マンションに関する主な区の制度

問先 住宅課住宅計画係  
☎3880-5963

### 管理計画認定制度



令和4年から法律に基づくマンション管理計画認定制度がスタートしました。長期修繕計画、修繕積立金の額、管理組合の運営状況などが適切である場合、区が認定します。認定を取得すると住宅金融支援機構のローンや積み立ての金利等の優遇の対象になります。

### 維持管理セミナー&交流会



マンションの維持管理や管理組合運営などの知識を高めていただくために講演・勉強会を行っています。また、管理組合相互の情報交換を図る目的で交流会を開催しています。

日時、会場、講演テーマなどは決まり次第、あだち広報や区ホームページでお知らせします。

## マンション向けの主な助成制度

助成内容	窓口
建物の耐震診断・耐震改修	建築防災課 耐震化推進第一係・第二係(中央館4階) ☎3880-5317
エントランスの段差・扉・手すりの設置	
専有部分の間取り変更・バリアフリー工事	
太陽光発電システム設置	環境政策課 管理係(南館11階) ☎3880-5935
共用部のLED照明	
省エネリフォーム	
防犯カメラ設置	危機管理課 生活安全推進係(南館7階) ☎3880-5838
止水板設置工事	都市建設課 事業推進係(北館3階) ☎3880-5478

※ 制度の詳細や条件・助成額等は各窓口にお問い合わせください。

## マンションミニセミナー&相談会

区内各地(年間約10か所)で、マンションに関する小規模のセミナーを開始いたします。「マンション管理計画認定制度」をはじめ、マンション管理に関する制度や役立つ情報を順次紹介していきます。

また、ミニセミナーと併せて、マンション管理士による出張相談(要事前予約)を行います。

テーマ・日程・会場が決まり次第、あだち広報や区ホームページでお知らせします。



## 住まいるインフォメーション

毎年6月ごろに区が行っている住宅に関する様々な事業(助成、相談窓口、公共住宅など)情報を取りまとめた冊子を発行しています。各区民事務所、住宅課の窓口などで配布します。区のホームページでも電子版を公開していますので、ぜひご活用ください。



## 長寿命化促進税制(固定資産税減額)

築20年以上のマンション管理組合が長寿命化工事を実施した場合、工事の翌年度の固定資産税(建物の専有部分100㎡まで)が2分の1の減額を受けることができます。減額措置を受けるためには、マンション管理計画の認定を取得する必要があります。その他、条件がありますので、詳細はお問い合わせください。

問先 東京都 足立都税事務所 ☎5888-6211  
足立区西新井栄町2-8-15



## マンションEV充電器情報ポータル

東京都では、集合住宅の管理組合や居住者向けに、EV充電設備の導入の進め方を解説した動画や導入事例、相談会開催のお知らせなど、EV充電設備の導入に際して役立つ様々な情報を発信するポータルサイトを開設しています。

問先 東京都 環境局 気候変動対策部  
家庭エネルギー対策課 ☎5388-3709

